

「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」
 についての関係市町村長の意見

準備レポート頁	事項	内 容
八代市長		
7.4-2	事後調査	試験湛水時及びダム供用後に予定されている水環境の事後調査において、現段階で予測し得なかった環境影響が確認された場合は、関係自治体への速やかな説明をお願いするとともに、その環境影響の調査及び必要な環境保全措置を検討・実施いただきたい。
		引き続き、環境影響の最小化に向けた検討を行っていく中で、流域住民に対して、わかりやすい周知を行っていただきたい。
人吉市長		
全般		人吉市環境基本条例を遵守すること。とりわけ、第6条の規定に基づき事業者の責務を果たされるとともに、第12条の規定に基づき、市が必要な助言、指導又は勧告を行った場合、その助言や指導に対し真摯に対応すること。 生物の多様性の確保や自然環境の体系的保全など環境影響の最小化に向けて、引き続き検討を追求していくとともに、関係者から人吉市内における生活環境に係る心配及び不安の声があった場合は、現地調査等の必要な調査を行い、客観的かつ科学的に丁寧に説明すること。
4-20	人吉市長意見および事業者の見解	6の事業者の見解として「環境影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じて、専門家等の助言を受け、川辺川の流水型ダムに適した環境保全措置や配慮事項等の検討を行い、必要な対策を実施します。」とある。 環境影響が生じるおそれがある場合は、漁業、球磨川くだり、ラフティング等や球磨川沿いの観光施設に代表される観光産業に影響を及ぼすため、迅速に必要な対策を実施すること。
7.2.4-	水質	環境保全措置以外の事業者による取組みとして、(e)「頻度の少ない大規模洪水時の洪水調節末期に短時間ではあるものの高濁度の放流を行う可能性があるため、シルト成分の堆積等の監視を行う。」ことや、「土地又は工作物の存在及び供用において、流水型ダムの水質変化（特に洪水調節後にダム洪水調節地内の側岸・平地への堆積及びその後の降雨による流出）に関する知見が少なく、洪水調節により流水を貯水した場合のダム洪水調節地での濁質の堆積現象及び濁質の巻き上げ現象の予測に不確実性がある。」ため、事後調査を実施するものと承知しているが、濁りの解消に係る時間の変化や水質及び流況がどの程度変化しているのか、長期的に調査を行い、環境への影響が認められる場合は必要な対策を実施すること。 また、森林伐採があった場合には、土砂の流失が起きないように、植林などの配慮を行うこと。
錦町長		
		意見なし
相良村長		
	全体事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響への対策については、地域の安心・安全を確保しつつ、最新の技術及び知見を極限まで取り入れ、現地及び関係者からの聞き取り調査を適宜行う等、清流川辺川を子々孫々まで残し、地域住民の暮らしを維持及び向上させるため、「緑の流域治水」の全般の取組みと併せて実施し続けること。 ・河川整備計画に基づく今回の事業については、地域住民にしっかり理解してもらい自分の意志で意見できるような取組みを丁寧に言い、進めること。 ・今回の事業を進めるにあたり、地域住民等からの問合せ対応が考えられるため、組織体制を整えること。 ・人口減少が進む中、環境影響評価で示される取組みを確実に実行していくための人材確保及びその他の必要な対策を講じること。 ・ダム供用開始後における河川内への土砂流入及び堆積した場合の対策を講じること。 ・相良村誌（自然編、人文編）についても確認し、参考とされたい。

相良村長

7.1-3	ダム施設等の設計の工夫	・ダム本体下流には減勢工が整備される計画となっているが、試験湛水及び洪水時の放流は流量も多く流速も早くなることから、減勢工より下流部の護岸崩壊・浸食、裸地からの濁水等が発生しないような対策を講じること。
7.1.5	試験湛水手法の工夫	・試験湛水の開始時期を9月21日と設定されているが、下流域の住民への影響について事前に説明すること。（洪水時の水位ピーク時間帯の変化に対し、地域住民が対応できるようにするため）
7.1-6	洪水調節の工夫	・「洪水のピークが過ぎ下流の安全が確認できれば、図7.1-5に示すとおり、後期放流量を増やすこととした」とあるが、下流域の安全をどのように確認するのか具体的に示すこと。
7.2.1	大気質	・構造物ができることによりダムサイト周辺において、風向きや風速に変化が生じると考えられるため、工事中、供用開始後もモニタリングを行い、改善すべき事項がある場合は、適切に対処すること。
7.2.2	騒音	・工事用車両の運行に係る騒音については、防音シートの設置・排水性舗装の実施・工事用車両運行ルートの一部区間の変更が検討されているが、工事車両やその他の関係車両の通行も多くなることから、路面に轍やポットホール等ができたり、路肩や側溝も傷んだりする影響による騒音も考えられるため、対策を講じること。 ・工事用車両の通行に関して、村内の道路を利用する場合、通学及び通勤時間を避ける等安全対策を行い、また、歩道整備及び拡幅等の改良すべき箇所については、適切に対処すること。
7.2.3	振動	・工事用車両の通行に係る振動については、デジタル技術等を活用し、特に地域住民の生活に影響を及ぼす地点において監視体制を整え、適正な管理及び指導・改善を行うこと。 ・工事エリアにおける振動についても、影響が及ぶ恐れがある集落住民への聞き取り等を適宜行い、改善すべき事項がある場合は、適切に対処すること。
7.2.4	水質	・ダム堤体等の工事による排水については、処理施設の整備と併せて、人為的な不注意による処理水や濁水漏れ等が発生しないような対策も講じること。 ・供用開始後、試験湛水とは違い高濁度の放流が行われる可能性があり、ダムがない場合と比べ、下流域では濁水の流量が多い（水位が高い）状態が一定時間続くと考えられるため、その対策を講じること。 ・自然河川と比較し、洪水調整末期に濃度の高い濁りが発生する可能性があり、濁り成分が高濃度で流れる際の流量や継続時間により、ダム下流河川への微細な粒径の土砂堆積状況等に影響があると考えられており、貯水位降下速度調整・表層取水＋濁水の一時貯水し、出水に合わせて放流するとされ、出水が発生しない場合は、堆積した濁質を除去するとあるが、除去せず放流しても環境への影響はないのか、除去した方がより良い対策なのか。
7.2.5	地震及び地質	・基礎地盤の強度等については、ダムの安全性に関わる事項であり地域住民の関心が高いため、ボーリング調査結果及び施工方法等について丁寧な説明を行うこと。
7.2.6 7.2.7	植動物	・動物及び植物については、共生してきた地域住民の生活も意識し、引き続き専門家等の意見を踏まえ影響が最小限になるよう対策を講じること。
7.2.8	生態系	・川辺川の鮎は、本村の水産業及び観光業の柱となる資源である。そこで、後世に残していくため、事業者として最善策を講じるとともに、地域住民や関係者と連携した取組みを継続的に実施すること。 ・本村の最大の魅力である自然環境から生まれる人の営みも守り続ける必要があるため、供用開始後も地域住民や関係者と連携した取組みを実施すること。

相良村長

7.2.9	景観	・ダム堤体及び関連施設について、周囲の景観に配慮した工夫を可能な限り検討すること。
7.2.10	人と自然との触れ合いの活動の場	・本村では川辺川を中心とした交流拠点整備（多目的広場、川遊び、キャンプ場、散策等）を計画しているため、連携した取組みを講じること。
7.2.11	廃棄物等	・環境保全措置として検討されている事項を適切に実施できる体制を整えること。

五木村長

7.1-1~6 参考資料Ⅱ	生態系・試験湛水・景観	試験湛水は、現在の試験湛水実施要領ではサーチャージ水位まで貯水する必要があり、環境に与える影響が最も大きくなる。このため、貯水水位下降速度及び開始時期の工夫に加え、試験湛水を実施しないことも含め、環境への影響を極限まで最小化する手法について今後も検討すること。
7.2.8-81 ~103 7.2.8-240 ~253 7.2.8-455 ~457	人と自然との洪水調節の活動の場	洪水調節地内の斜面については、洪水調節時の水位変動に伴う山腹崩壊や土砂・流木の発生が懸念されることから、村民の不安を払拭するために事前の調査及び対策を徹底して行い、安全性を確保すること。また、本村の資源である豊かな自然景観を可能な限り維持できるよう、工法や植生の維持・回復に配慮すること。
7.2.9-1 ~66		洪水調節後の洪水調節地内には、相当な面積に一定の土砂が堆積することが予想され、景観や利活用に影響を及ぼすことが懸念される。このため、土砂の堆積を低減するための対策について最大限検討すること。
7.2.10-1 ~100		また、維持管理については維持管理計画等を策定するなど、迅速な対応や管理体制を明示し、徹底すること。
7.2.10-1 ~100		洪水調節操作のルールについて、洪水調節地内の貯水時間や冠水頻度の更なる低減に向けて、常に最新の知見を取り込むなど、改善に向けた検討を続けること。
7.2.2-1 ~65 7.2.3-1 ~54	騒音・振動	工事用車両の運行については、騒音・振動の対策に加え、村民が道路を利用する際の安全性や快適性への影響を最小化するように、工事用道路の整備及び工事受注者への指導等の対策を徹底すること。
7.2.8-81 ~103 7.2.8-240 ~253 7.2.8-455 ~457 7.2.7-1 ~688	生態系・植物	ダム関連工事（法面工事等）によって外来植物（オオキンケイギクソウ等）が生育し、在来植物の生態系に影響を与えないよう、監視や対策を徹底すること。
7.2.6-1 ~1728 7.2.8-1 ~463	生態系動物	気候変動や河川環境の変化等により魚類やホタルの生息数が激減する等、生態系に影響が表れている。 ダムが建設されても、九折瀬洞の希少生物や魚類をはじめ、本村の豊かな生態系が維持されるよう、生息状況の監視やその結果への対応に最大限取り組むこと。
7.2.10-1 ~100	人と自然との触れ合いの場	人と自然の触れ合いの場となっている川辺川、五木源パーク、溪流ヴィラ五木、カヤック等については五木村の大変貴重な観光資源であることから、活動の場として継続して利用できるよう、施設の移設や利用環境の維持管理等を含む具体的な将来像について、地域と協議の上、提示すること。 洪水調節地内にある村民にとって重要な樹木や構造物等については、村と協議の上、最大限保全に努めること。

五木村長		
全体		<p>ダム関連工事の実施に当たっては、チラシや説明会、現地見学会等を通じて進捗状況や環境対策の内容等を住民にわかりやすく周知し、理解促進、不安解消に努めること。</p> <p>ダム完成後についても継続してモニタリングを行い、その結果を村民に適宜説明すること。また、課題が生じた場合は速やかに対策を講じること。</p>
山江村長		
		意見なし
球磨村長		
		意見なし
芦北町長		
7-1	社会的状況	<p>芦北町環境基本条例を遵守すること。とりわけ、第3条の規定に基づき、事業者の責務を果たされるとともに、町が必要な助言、指導又は勧告を行った場合、その助言や指導に対し真摯に対応をすること。</p>
あさぎり町長		
		意見なし
多良木町長		
		意見なし
湯前町長		
		意見なし
水上村長		
		意見なし